# サービス利用料の 軽減制度

利用者負担を軽減するため、次のようなサービス利用料の軽 減制度があります。

### ①食費・居住費(滞在費)の軽減【負担限度額認定】

介護保険施設や、短期入所(ショートステイ)利用時にかかる食費・居住費(滞在費)を軽減す るものです。

対象者

住民税非課税世帯の方や、生活保護を受けている方

#### ②訪問介護の利用者負担軽減 【黒潮町独自事業】

訪問介護(ホームヘルパー)を利用したときの利用者負担(サービス費用の10%)を5%に軽減 するものです。

対象者

世帯全員の収入の合計が年間120万円以下の方(生活保護を受けている方を除く)

#### ③社会福祉法人などによる利用者負担軽減

介護サービス事業者である社会福祉法人などが、利用負担額の一部を負担し、利用者負担を 軽減するものです。

対象者

世帯全員が住民税非課税で年間収入(仕送りや非課税収入を含む)が単身世帯で 150万円、世帯員が増えるごとに50万円加算した額以下であることや預貯金の額 などの条件があります。

## ④離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減

佐賀地域では、厚生労働大臣が定めた離島等地域に該当し、そこに所在する居宅介護サービ ス事業所が提供する訪問介護サービスについては、サービス確保の観点から介護報酬として15 %の特別地域加算が実施されており、利用者負担額も15%の増額となっています。このため、 離島等地域でない住民との負担の均衡を図る観点から、社会福祉法人などのサービス事業者が 利用者負担額の一部を軽減するものです。

対象者

住民税本人非課税の方(生活保護受給世帯に属する方を除く)

## ●申請手続きについて

利用者負担額の軽減を受けるためには申請が必要です。申請書の記入方法や必要書類につい ては、介護保険係(本庁)や総合窓口第2係(佐賀支所)、またはケアマネジャーにご相談ください。

## ●有効期限と更新手続きについて

有効期限は、申請のあった月の初日から翌年7月末まで(4~7月申請の場合、その年の7月末 まで)です。

現在軽減を受けている方も、7月中に再度申請(更新手続き)が必要です。 更新の対象となる方には、お知らせしますので、お早めに手続きをお願いします。

#### 介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ~安心で便利な口座振替を!~

【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(課直通)